

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月16日

【四半期会計期間】 第52期第3四半期(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐 藤 元

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 025-275-1100 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 近 藤 充

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市東区宝町13番5号

【電話番号】 025-275-1100 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 近 藤 充

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第3四半期累計期間	第52期 第3四半期累計期間	第51期
会計期間	自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 1月31日	自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 1月31日	自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日
売上高 (千円)	20,676,893	21,465,599	27,055,994
経常利益 (千円)	909,968	1,312,722	1,106,358
四半期(当期)純利益 (千円)	452,794	728,949	465,599
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	543,775	543,775	543,775
発行済株式総数 (株)	5,075,500	5,075,500	5,075,500
純資産額 (千円)	9,432,932	10,127,190	9,439,194
総資産額 (千円)	30,038,650	26,625,069	25,463,711
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	94.24	151.72	96.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			15
自己資本比率 (%)	31.4	38.0	37.1

回次	第51期 第3四半期会計期間	第52期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成22年11月 1日 至 平成23年 1月31日	自 平成23年11月 1日 至 平成24年 1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	156.78	143.56

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 4 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準等からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
 5 第51期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第二部上場10周年記念配当額5円を含んでおります。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

訴訟事件等について

当社における切り込み入り切り餅の製造・販売が、越後製菓株式会社(以下、「越後製菓」という。)所有の特許権を侵害するものとして、越後製菓より、平成21年3月11日付で、東京地方裁判所へ、当該製品の製造・販売等の差止め、当該製品等の廃棄及び14億85百万円の損害賠償を求める訴えがなされましたが、平成22年11月30日、同裁判所は、越後製菓の請求をいずれも棄却するとの判決を下しました。

これに対し、同判決を不服として、越後製菓が、平成22年12月13日付で知的財産高等裁判所へ控訴を提起しました。当社は第一審に引き続き、当社の正当性を主張しておりますが、平成23年9月7日、同裁判所から、当社が製造・販売する製品は越後製菓の有する特許の特許請求の範囲の請求項記載の発明の技術的範囲に属する、越後製菓の特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないとの中間判決が言い渡されました。

その後、平成23年11月16日付で、越後製菓から訴え変更の申立てがなされ、越後製菓の請求する損害賠償請求金額は、59億40百万円に変更されております。

当社は、中間判決後に継続されたる審理において、引き続き正当性を主張しております。平成24年1月31日に本件の弁論は終結されており、平成24年3月22日に判決が言い渡される予定です。

また、本訴訟の結果を現時点において予測することができませんので、当社の業績に及ぼす影響額は不明であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間(平成23年5月1日から平成24年1月31日まで)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況が続く中、一部において回復の兆しが見られたものの、欧州の債務問題や円高の進行もあり、先行き不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、厳しい雇用情勢や所得の伸び悩み等による生活防衛意識の高まりもあり、節約志向が続く厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は、安全・安心かつ美味しさの追及に重点をおいた包装餅及び包装米飯の適正価格での健全な販売及び製品の安定供給に努めるとともに、お客様の消費動向を捉えながら多様化する消費者ニーズに対応した販売企画等の施策を推進してまいりました。

また、節電に対応した生産体制による安定供給、シンチレーションサーベイメータ(放射性物質測定器)の全工場導入や当社独自の検査体制による品質の安全性確保、最需要期となる年末に向けた効果的なテレビCMの放映や買置き需要の消化促進に向けた販売企画等の各施策に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は214億65百万円(前年同期比3.8%増)となりました。

利益面につきましては、テレビCMの実施や売上高増加にともなう販売促進費等の増加により販売費及び一般管理費は増加したものの、生産量の増加及び生産効率の改善等による生産コストの低減に加え、受取手数料の増加及び特別損失の減少などにより前年同期に比較し増益となりました。以上の結果、営業利益9億41百万円(前年同期比34百万円増)、経常利益13億12百万円(同4億2百万円増)、四半期純利益7億28百万円(同2億76百万円増)となりました。

当社は食品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、製品分類別における販売の動向は以下のとおりであります。

包装餅製品につきましては、東日本大震災による消費者の防災意識の高まりから、各家庭での保存食としての備蓄需要の反動もあり、第2四半期累計期間における店頭での売れ行きが厳しい状況で推移いたしました。当第3四半期会計期間では発売2年目となる5つのやさしい(環境にやさしい、家計にやさしい、飾り場所を選ばずやさしい、女性にやさしい、飾りやすくやさしい)をコンセプトとした「サトウのやさしい鏡餅」が堅調に推移したことに加え、最需要期となる12月にテレビCMの全国放映など拡販に努めた結果、売上高は前年同四半期会計期間に比較し増加したものの、当第3四半期累計期間での売上高は115億63百万円(前年同期比0.6%減)となりました。

包装米飯製品につきましては、農林水産省が推進する東日本の被災地支援プロジェクトに賛同し、被災5県(岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県)のお米を原料に生産した「サトウの銀シャリ」と「サトウのこだわりコシヒカリ」の3食セットを対象とした「がんばろう東日本! 食べて応援しよう!」や「東日本うまいもんプレゼント」キャンペーン企画の実施に加え、良質米産地との共同企画等を実施いたしました。また、発売以来製品に原料米の産地銘柄名を明確に表示していることが、消費者の安心・安全意識にマッチし堅調に推移した結果、売上高は98億92百万円(前年同期比9.5%増)となりました。

その他製品の売上高は10百万円(前年同期売上高12百万円)となりました。

なお、当社は主力製品である包装餅が季節商品(特に鏡餅)であり、その販売が年末に集中するため、第3四半期会計期間の売上高及び利益が他の四半期会計期間に比べ著しく増加する傾向があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は173億14百万円となり、前事業年度末に比較し14億58百万円増加いたしました。

これは、現金及び預金(前事業年度末比2億23百万円減)、仕掛品(同1億52百万円減)、原材料及び貯蔵品(同21億8百万円減)等が減少しておりますが、受取手形及び売掛金(同42億8百万円増)の増加が主な要因となっております。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は93億11百万円となり、前事業年度末に比較し2億97百万円減少いたしました。

これは、減価償却の実施による有形固定資産(前事業年度末比2億84百万円減)の減少が主な要因となっております。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は138億86百万円となり、前事業年度末に比較し3億54百万円増加いたしました。

これは、短期借入金(前事業年度末比3億円減)及び引当金(同1億49百万円減)が減少しましたが、生産量増加にともなう支払手形及び買掛金(同1億53百万円増)及び売上高の増加にともなう未払金の増加によるその他(同6億17百万円増)の増加が主な要因となっております。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は26億10百万円となり、前事業年度末に比較し1億19百万円増加いたしました。

これは、長期借入金(前事業年度末比1億44百万円増)の増加が主な要因となっております。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は101億27百万円となり、前事業年度末に比較し6億87百万円増加いたしました。

これは、四半期純利益の計上による利益剰余金(前事業年度末比6億56百万円増)の増加が主な要因となっております。

(3) 事業上及び財務上の対応すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じたものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は97百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,300,000
計	16,300,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年3月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,075,500	5,075,500	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	5,075,500	5,075,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年11月1日～ 平成24年1月31日		5,075,500		543,775		506,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 270,800		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,803,200	48,032	同上
単元未満株式	普通株式 1,500		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,075,500		
総株主の議決権		48,032	

(注) 「単元未満株式」欄には、自己株式99株を含めております。

【自己株式等】

平成24年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	新潟市東区宝町13番5号	270,800		270,800	5.33
計		270,800		270,800	5.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年5月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,079,716	1,856,262
受取手形及び売掛金	5,556,722	9,765,143
商品及び製品	999,216	976,186
仕掛品	322,934	170,515
原材料及び貯蔵品	6,526,063	4,417,396
その他	376,197	137,555
貸倒引当金	5,300	9,000
流動資産合計	15,855,551	17,314,060
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,198,774	2,110,385
機械及び装置（純額）	2,431,118	2,226,464
土地	1,821,489	1,821,519
その他（純額）	235,892	244,767
有形固定資産合計	6,687,274	6,403,138
無形固定資産	26,773	22,353
投資その他の資産		
投資不動産（純額）	2,003,383	1,993,978
その他	915,998	916,808
貸倒引当金	25,270	25,270
投資その他の資産合計	2,894,112	2,885,517
固定資産合計	9,608,160	9,311,008
資産合計	25,463,711	26,625,069

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年1月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,169,230	1,322,411
短期借入金	9,450,000	9,150,000
未払法人税等	237,000	270,000
引当金	274,254	124,471
その他	2 2,402,312	3,020,093
流動負債合計	13,532,797	13,886,976
固定負債		
長期借入金	1,742,260	1,887,090
退職給付引当金	476,238	457,464
引当金	70,320	73,808
その他	202,900	192,539
固定負債合計	2,491,719	2,610,902
負債合計	16,024,517	16,497,879
純資産の部		
株主資本		
資本金	543,775	543,775
資本剰余金	506,000	506,000
利益剰余金	8,604,173	9,261,054
自己株式	305,467	305,467
株主資本合計	9,348,480	10,005,361
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	90,713	121,828
評価・換算差額等合計	90,713	121,828
純資産合計	9,439,194	10,127,190
負債純資産合計	25,463,711	26,625,069

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
売上高	20,676,893	21,465,599
売上原価	13,421,315	13,741,864
売上総利益	7,255,578	7,723,735
販売費及び一般管理費	6,348,325	6,781,885
営業利益	907,253	941,849
営業外収益		
受取利息	1,696	685
受取配当金	6,158	8,531
受取賃貸料	135,421	131,523
受取手数料	13,340	378,732
その他	76,937	68,399
営業外収益合計	233,554	587,871
営業外費用		
支払利息	144,571	122,100
賃貸費用	74,732	74,265
その他	11,536	20,632
営業外費用合計	230,839	216,998
経常利益	909,968	1,312,722
特別利益		
固定資産売却益	-	273
特別利益合計	-	273
特別損失		
固定資産除却損	5,105	-
投資有価証券評価損	3,420	706
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	52,420	-
特別損失合計	60,945	706
税引前四半期純利益	849,022	1,312,288
法人税、住民税及び事業税	301,001	467,322
法人税等調整額	95,226	116,016
法人税等合計	396,227	583,338
四半期純利益	452,794	728,949

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1. 偶発債務

前事業年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年1月31日)
仕入取引の担保として差入れた振出手形 101,000 千円	仕入取引の担保として差入れた振出手形 101,000 千円
	<p>当社が越後製菓株式会社(以下、「越後製菓」という。)から、平成22年12月13日付で控訴を提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件において、平成23年9月7日、知的財産高等裁判所より、以下のとおり中間判決が言い渡されております。</p> <p>1. 中間判決のあった年月日及び裁判所 平成23年9月7日 知的財産高等裁判所</p> <p>2. 訴訟の経緯 当社における切り込み入り切り餅の製造・販売等が、越後製菓所有の特許権を侵害するものとし、越後製菓より、平成21年3月11日付で、東京地方裁判所へ、当該製品の製造・販売等の差止め、当該製品等の廃棄及び14億85百万円の損害賠償を求める訴えがなされましたが、平成22年11月30日、同裁判所は、越後製菓の請求をいずれも棄却するとの判決を下しました。これに対し、同判決を不服として、越後製菓が、平成22年12月13日付で知的財産高等裁判所へ控訴を提起しました。当社は、第一審に引続き、当社の正当性を主張しておりますが、平成23年9月7日、同裁判所から中間判決が言い渡されました。</p> <p>その後、平成23年11月16日付で、越後製菓から訴え変更の申立てがなされ、越後製菓の請求する損害賠償請求金額は、59億40百万円に変更されております。</p> <p>3. 中間判決の内容 当社が製造・販売する製品は越後製菓の有する特許の特許請求の範囲の請求項記載の発明の技術的範囲に属する。 越後製菓の特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められない。</p> <p>4. 今後の見通し 当社は、中間判決後に継続されたる審理において、引き続き正当性を主張しております。平成24年1月31日に本件の弁論は終結されており、平成24年3月22日に判決が言い渡される予定です。 また、本訴訟の結果を現時点において予測することができませんので、当社の業績に及ぼす影響額は不明であります。</p>

2. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期支払手形及び設備支払手形が、前事業年度末日残高に含まれております。

支払手形及び買掛金	219,866 千円
その他流動負債(設備支払手形)	5,314 千円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)

及び当第3四半期累計期間(自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)

当社は、主力製品である包装餅が季節商品(特に鏡餅)であり、その販売が年末に集中するため、第3四半期会計期間の売上高及び利益が他の四半期会計期間に比べ著しく増加する傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
減価償却費	709,160千円	634,985千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月21日 定時株主総会	普通株式	96,092	20.00	平成22年4月30日	平成22年7月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月27日 定時株主総会	普通株式	72,069	15.00	平成23年4月30日	平成23年7月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)

及び当第3四半期累計期間(自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)

当社は、食品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	94円24銭	151円72銭
四半期純利益金額(千円)	452,794	728,949
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	452,794	728,949
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,804	4,804

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期累計期間及び当第3四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年3月9日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白	井	正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	代	勲	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第52期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年5月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項「(四半期貸借対照表関係) 1.偶発債務」に記載されているとおり、会社は越後製菓株式会社から提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件において、平成23年9月7日に知的財産高等裁判所より、当社製品が同社所有の特許権を侵害する旨の中間判決が言い渡されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。